

名古屋大学理学南館大講堂(坂田・平田ホール)等使用内規

制 定 平成23年5月20日

(趣旨)

第1条 名古屋大学(以下「本学」という。)の理学南館(以下「南館」という。)における大講堂(坂田・平田ホール)、セミナー室及び会議室(以下「坂田・平田ホール等」という。)の使用に関し必要な事項は、東海国立大学機構固定資産貸付基準(令和2年4月1日機構基準第8号)に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(管理責任者)

第2条 南館に管理責任者を置き、大学院理学研究科(以下「研究科」という。)の長をもって充てる。

2 管理責任者は、南館の管理に関する業務を掌理する。

(使用の範囲)

第3条 坂田・平田ホール等の使用の範囲は、研究科が主催する会合及び行事に使用するもののほか、次の用途に使用することができる。

- 一 本学又は本学の部局が主催する教育、学術及び文化に関する会合及び行事
- 二 本学の職員等が主催する教育、学術及び文化に関する会合及び行事
- 三 本学の職員が関係する学会その他の学術団体が主催して行う会合及び行事
- 四 その他管理責任者が適当と認めた会合及び行事

(使用できない日)

第4条 坂田・平田ホール等を使用できない日は、次のとおりとする。

- 一 12月29日から翌年1月3日まで
- 二 その他管理責任者が定める日

(使用時間)

第5条 坂田・平田ホール等の使用時間は、午前8時30分から午後8時までとする。ただし、管理責任者が必要と認めたときは、この限りでない。

(使用の申請)

第6条 坂田・平田ホール等の使用を希望する者は、事前に別に定める使用申請書を管理責任者に提出し、その許可を得なければならない。

2 坂田・平田ホール等の使用申請は、次の各号の規定するところにより受け付けるものとする。

- 一 第3条第1号及び第2号に該当する会合及び行事の使用申請 使用しようとする日の2年前の日から前日まで
- 二 第3条第3号及び第4号に該当する会合及び行事の使用申請 使用しようとする日の1年前の日から当該使用しようとする日の2週間前まで

(使用の許可)

第7条 管理責任者は、前条の使用申請があったときは、同一施設に対して同一日時の使用許可が既に与えられていない限り、必要な条件を付して、遅滞なく使用の許可を行うものとする。

(使用料)

第8条 坂田・平田ホール等の使用料(以下「使用料」という。)の額は別に定める。

(使用料の納入)

第9条 第7条により使用の許可を得た者(以下「使用者」という。)は、所定の使用料を使用日の前日までに所定の納入先へ納入しなければならない。ただし、管理運営費を負担して

いる部局及び同部局に所属する職員等が主催する会合及び行事については、使用料の納入を要しない。

2 既納の使用料は、返納しない。ただし、天災、事故その他使用者の責任によらない理由で使用できなくなったときは、その一部又は全部を返納するものとする。

(使用者の注意義務)

第 10 条 使用者は、この内規及び別に定める使用者心得を遵守するとともに、坂田・平田ホール等の施設、備品等を、善良な管理者の注意をもって、常に良好な状態で使用しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第 11 条 使用者は、使用が許可された目的以外に坂田・平田ホール等の施設、備品等を使用し、又は第三者に使用させてはならない。

(使用許可の取消し等)

第 12 条 管理責任者は、使用者がこの内規及び第 7 条に規定する使用の条件に違反したと認めるときは、当該使用者の使用許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

(使用許可内容等の変更及び使用の中止)

第 13 条 使用者は、第 6 条の規定により使用の許可を受けた内容について変更する必要があるとき、又は使用を中止しようとするときは、直ちにその旨を管理責任者に申し出て、その許可を得なければならない。

(原状回復の義務)

第 14 条 使用者は、使用を終了したとき、又は第 12 条の規定により使用を中止させられたときは、直ちに使用した施設、備品等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第 15 条 使用者が故意又は重大な過失により当該使用に係る坂田・平田ホール等の施設、備品等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第 16 条 坂田・平田ホール等の使用に関する事務は、関係事務部の協力を得て、理学部・理学研究科・多元数理科学研究科庶務係において処理する。

(雑則)

第 17 条 この内規に定めるもののほか、坂田・平田ホール等の使用に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この内規は、平成 23 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 4 年 1 月 21 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 4 年 10 月 21 日から施行する。